

学校法人大阪医科薬科大学 公益通報者の保護等に関する規程

(平成18年7月31日施行)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（以下、「法」という。）に基づく学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他の必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、本法人の職員（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。）が、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなく、本法人又は本法人の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本法人、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。第3項第2号において同じ。）をする権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。）又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止する為に必要であると認められる者に通報することをいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

(2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 この規程において「部門」とは、大学、中学・高校、附属病院及び附設医療施設等をいう。

第2章 管理体制

(統括者)

第3条 本法人における公益通報の処理に関しては、コンプライアンス担当理事（以下、「担当理事」という。）が統括する。

(通報窓口)

第4条 本法人における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、本法人内及び外部の法律事務所に、通報窓口を置く。

2 通報窓口を担当者を置き、大阪医科大学総務課長と前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。

第3章 通報処理体制等

(通報処理体制等の周知)

第5条 担当理事は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。

(通報の受付等)

第6条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知する。

2 本法人の役員又は通報窓口の職員以外の本法人の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口にて公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第7条 担当理事は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、直ちに当該部門の長に報告するとともに、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 担当理事は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等、前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において担当理事は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

3 担当理事は、前項に規定する調査を次の各部門の職員に行わせるものとする。

- (1) 大阪薬科大学に関する通報については、大阪薬科大学総務課職員
- (2) 高槻中学校・高等学校に関する通報については、高槻中学校・高等学校事務部職員
- (3) 大阪医科大学附属病院に関する通報については、病院職員
- (4) 大阪医科大学の研究に関する通報については、研究推進課職員
- (5) 大阪医科大学三島南病院に関する通報については、三島南病院事務部職員
- (6) 大阪医科大学健康科学クリニックに関する通報については、健康科学クリニック職員
- (7) 前各号以外に関する通報については、大阪医科大学総務部職員

(調査の実施)

第8条 調査は、調査対象部署（以下、「調査部署」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

2 調査は、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

(調査部署の協力義務)

第9条 調査部署は、円滑に調査ができるよう、当該調査を行う者に対し、積極的に協力しなければならない。

2 調査部署は、前条第1項の規定により調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(調査結果の通知)

第10条 担当理事は、調査を終えたときは当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。

(是正措置)

第11条 担当理事は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下、「是正措置等」という。）を講じ、又は部門の長に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。

2 部門の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。

3 担当理事は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知するものとする。

(被通報者等への配慮)

第12条 担当理事は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(通報窓口職員等の義務)

第13条 通報窓口の職員又は調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口の職員等でなくなった後も同様とする。

第14条 この章の規定は、調査又は是正措置等の実施に関し他の規程に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第4章 公益通報者の保護

(解雇の禁止)

第15条 法第3条各号に掲げる公益通報又は公益通報に関する相談（次条において「公益通報等」という。）をしたことを理由として、当該公益通報又は公益通報に関する相談をした者（次条において「公益通報者等」という。）に対し、解雇（派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者にあつては当該契約の解除）を行ってはなら

ない。

(不利益取扱の禁止)

第16条 本法人の役員又は職員は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者等に対し不利益な取扱をしてはならない。

第5章 その他

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第17条 本法人の職員以外の者からの通報又は本法人が定める規程の規定に違反する事実の通報については、第3章及び前章に規定する公益通報の例に準じて取扱うものとする。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年9月1日から施行する。

2 この改正の施行に伴い、平成21年6月23日施行の大阪薬科大学における公益通報者保護等に関する規程は、廃止する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。